

○岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選 hands 手数料等徴収条例

平成10年9月28日

市条例第49号

改正 平成12年3月22日市条例第21号

平成13年3月22日市条例第27号

平成16年3月24日市条例第21号

平成19年3月27日市条例第32号

平成22年6月28日市条例第43号

平成23年3月31日市条例第52号

平成23年9月21日市条例第72号

平成26年3月25日市条例第86号

令和6年3月21日市条例第42号

岡山市立高等学校授業料及び入学考査料徴収条例（昭和32年市条例第11号）の全部を改正する。

（授業料等の額）

第1条 岡山市立岡山後楽館高等学校の授業料，入学選 hands 手数料，入学料及び聴講料並びに岡山市立岡山後楽館中学校の入学選 hands 手数料の額は，別表のとおりとする。

（授業料の徴収及び納期限）

第2条 授業料は，規則で定めるところにより徴収する。

（中途入退学者の授業料）

第3条 中途入学者については入学した日の属する月から，中途退学者については退学した日の属する月まで，それぞれ授業料を徴収する。

（授業料の免除）

第4条 休学又は外国の高等学校に留学をした場合は，その期間のうち月の初日から末日までにわたるものについては，その月の授業料を徴収しない。

（授業料不納の場合の措置）

第5条 正当な理由なくして3月以上授業料を納入しない者については，校長において学籍を除くことができる。

(入学選拔手数料の徴収)

第6条 入学選拔手数料は、入学願書提出の際に徴収する。

(入学料の徴収)

第7条 入学料は、入学の際に徴収する。

(聴講料の徴収)

第8条 聴講料は、聴講の許可の際に徴収する。

(入学選拔手数料等の不返還)

第9条 既納の入学選拔手数料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(授業料等の減免及び猶予)

第10条 市長が必要と認めるときは、授業料、入学選拔手数料、入学料及び聴講料の一部又は全部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条及び別表の入学選拔手数料の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年4月1日前において、現に岡山市立高等学校に在籍している生徒の授業料については、この条例による改正後の岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選拔手数料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成11年4月1日以後において、岡山市立岡山後楽館高等学校の機械科、建築科、電気科及び商業科に転入学又は編入学をした者に係る8月分の授業料については、改正後の条例の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則（平成12年市条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に岡山市立岡山後楽館高等学校に入学した者に係る入学料については、改正後の条例の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則 (平成13年市条例第27号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年市条例第21号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年市条例第32号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年市条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例第1条の2第2号に規定する者に係る授業料については、平

成 2 3 年 3 月分までは徴収しない。

附 則（平成 2 3 年市条例第 5 2 号）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年市条例第 7 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「9 5 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改める部分に限る。）は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものが納付すべき授業料は、改正後の第 1 条の 2 第 2 号及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 2 3 年 1 2 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間に岡山市立岡山後楽館高等学校の定時制の課程に編入学を志願する者が納付すべき入学選 hands 料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間に岡山市立岡山後楽館高等学校の定時制の課程に編入学した者が納付すべき入学料及び授業料は、改正後の第 1 条の 2 第 2 号及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 2 6 年市条例第 8 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料については、改正後の岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選 hands 料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する聴講料について適用し、同日前に徴収する聴講料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年市条例第42号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

	授業料	入学選抜手数 料	入学料	聴講料
岡山市立岡山後楽館高等 学校	月額 9,900円	2,200円	5,650円	1科目につき 1,180円
岡山市立岡山後楽館中学 校	—————	2,200円	—————	—————